

## (1) 簡易生命保険から送付される封筒への点字表記の推進（新規案件）

### 1 相談内容

私達夫婦は、二人とも視覚障害者で簡易生命保険の年金保険に加入している。かんぽ生命から、毎年、現況届の提出を求める書類が郵送されてくるが、封筒には点字が付いていないため、送付元や内容が分からず、ダイレクトメールと間違えて捨ててしまうことがある。

このため、郵便局を通じてかんぽ生命に他の郵便物と区分できるように封筒に点字表記ができないか要望しているが、対応してもらえず困っている。

年金の現況届を求める書類が入っている封筒を間違えて捨ててしまわないように、封筒にも点字で、「かんぽ生命からのお知らせ」又は「年金の現況届在中」などの点字表記を行ってほしい。

(注) 本件は、近畿管区行政評価局に相談があったものである。

### 2 制度の概要

#### (1) 運営主体における業務

郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）に基づく郵便貯金（以下「郵貯」という。）及び簡易生命保険法（昭和 24 年法律第 68 号）に基づく簡易生命保険（以下「簡保」という。）に関する業務は、図－1 のとおり、平成 15 年 3 月末まで国により行われていたが、15 年 4 月からは、日本郵政公社法（平成 14 年法律第 97 号）に基づき日本郵政公社に当該業務が承継された。その後、郵政民営化に伴い、19 年 10 月 1 日に日本郵政公社が廃止されたことにより、国等における新たな郵貯及び簡保は取り扱わないこととされた。

しかし、従前の郵貯及び簡保の業務については、図－1 のとおり、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 6 条の規定により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が承継することとされ、また、当該管理業務については、郵政民営化法第 162 条に基づき、

- ① 簡保については、株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」という。）
- ② 郵便貯金については、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）

に委託され、さらに、郵便局における簡保及び郵貯の業務については、かんぽ生命又はゆうちょ銀行から日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）に再委託されている。

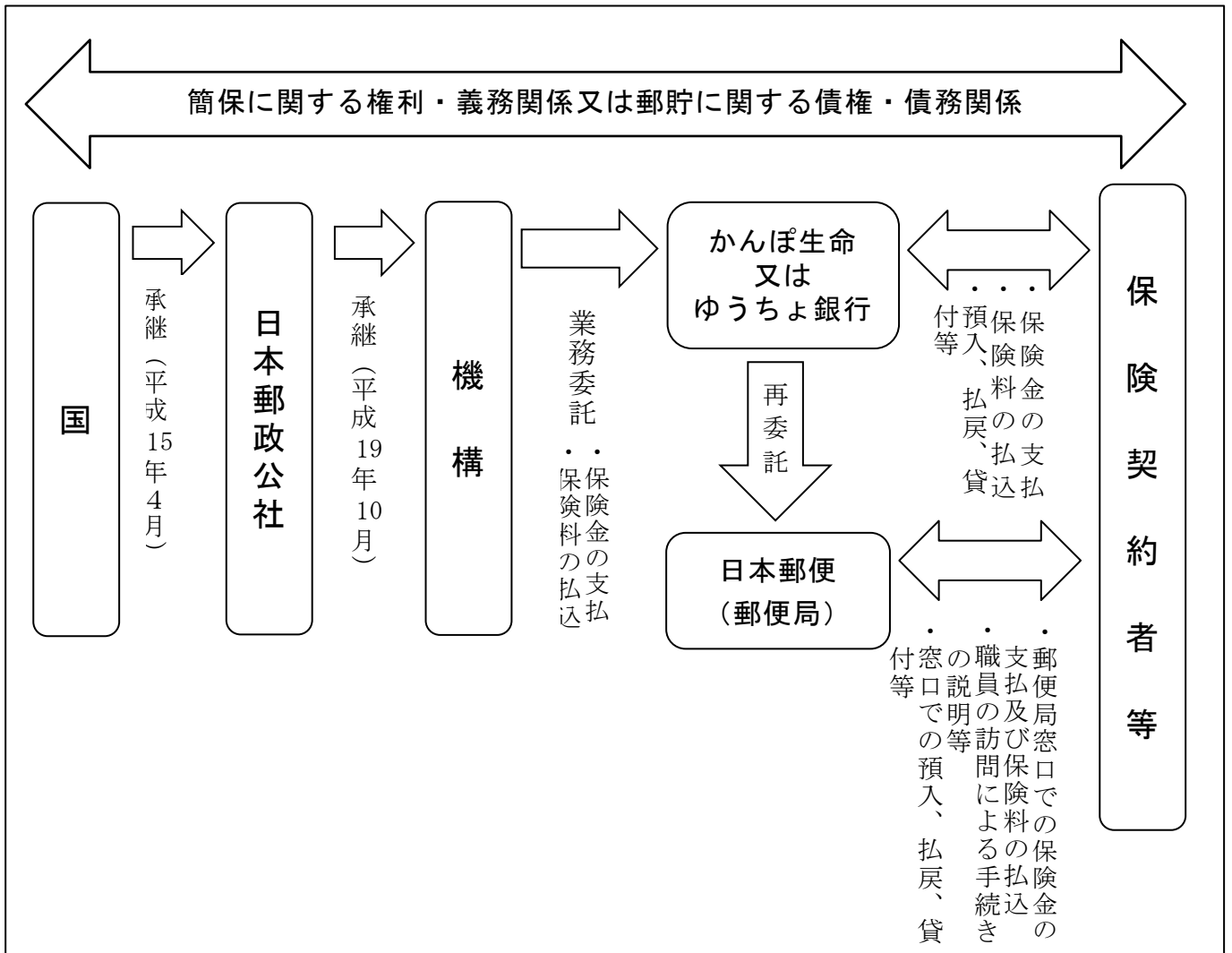
機構では、簡保等の業務を委託するに当たっては、かんぽ生命とは「簡易生命保険管理業務委託契約」を、また、かんぽ生命においては、日本郵便と「簡易生命保険管理業務再委託契約」を締結している。

また、上記契約の中には、具体的な運用手順を定めた簡易生命保険管理業務委託事務取扱要綱（委託先においては、いわゆる「マニュアル」として取扱われているもの。）に基づき委託業務が実施することが明記されており、視覚障

害者に対する点字サービスといった支援についても、当該要綱に基づき実施することとされている（要綱については資料2参照。具体的な支援については後述4(1)参照。）

図－1

簡保・郵貯業務の継承・委託状況



(注) 本図は、機構パンフレットに基づき当局が作成した。

## (2) 簡保の種類

簡保には、簡易生命保険法第8条の規定により、終身保険、定期保険、養老保険、家族保険、財形貯蓄保険、終身年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険の8種類の保険がある。

本件相談事案の年金保険は、終身年金保険契約で、当該年金保険は、一定期間の保険料払込により、年金支払事由が発生した日から被保険者の死亡に至るまで年金が支払われることとされている。

機構では、このような年金保険の年金を適切に支払うため、契約者に対し、効力発生応当月に生存を確認する現況届の提出を求めている。

## (3) 機構が保有する契約件数及び視覚障害者に係る契約件数

機構が保有する簡保の契約件数は、表－１のとおり、平成23年度末現在3,541万件が25年度末には2,659万件（75.1%）に減少、点字による案内文書の送付件数も約81%まで減少しているものの、なお、一定人数の視覚障害者がいる。

表－１ 機構が保有する簡保の契約件数及び点字郵便物の送付件数等

区 分	平成23年度末	24年度末	25年度末
契約件数	3,541 万件 (100%)	3,081 万件 (87.0%)	2,659 万件 (75.1%)
点字による案内文書の送付件数（契約件数）	111 件 (100%)	109 件 (99.1%)	90 件 (81.1%)

（注）本表は、当局が作成した。

### 3 簡保及び郵貯の利便性（サービス）の確保の取組み

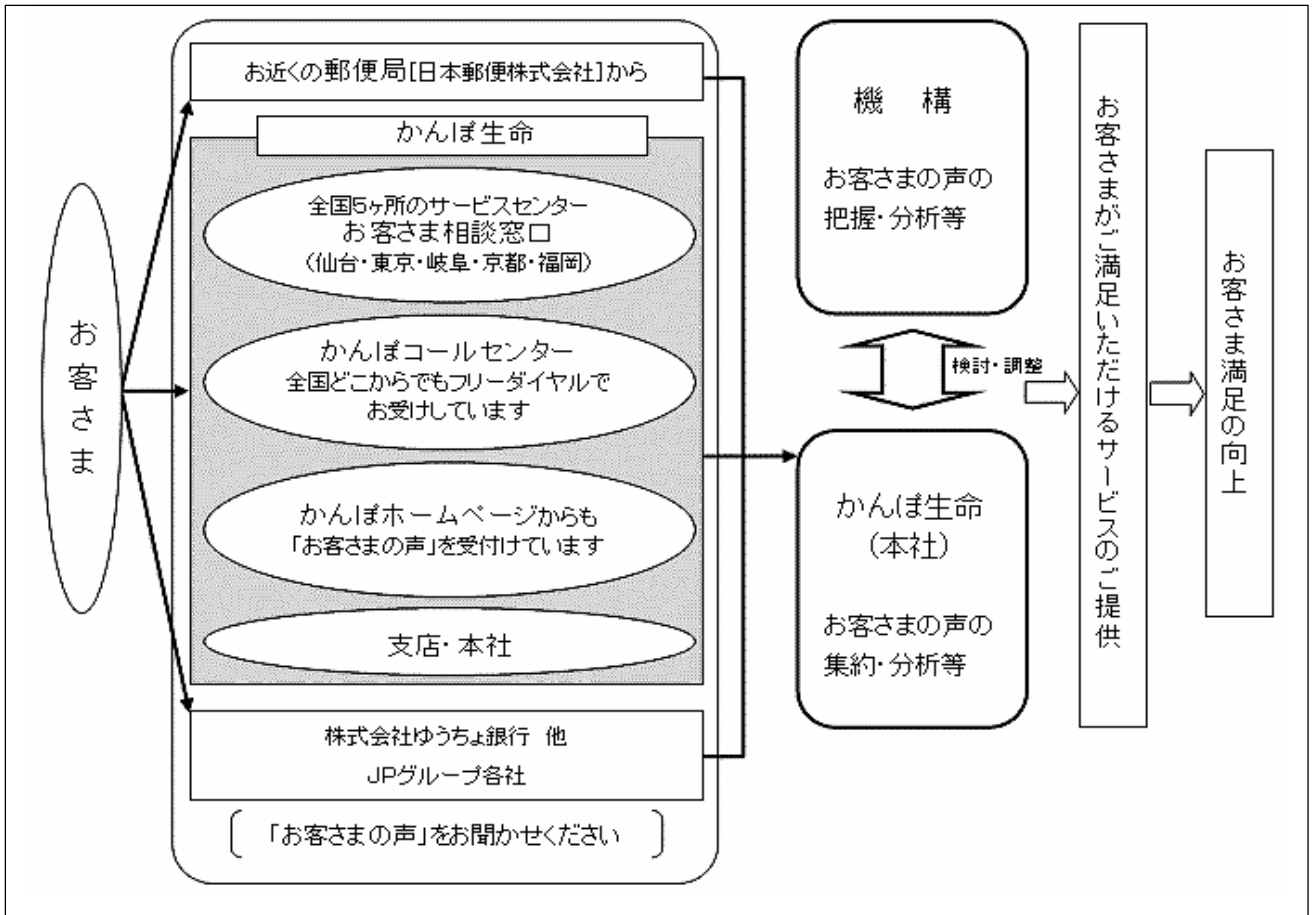
機構は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により策定した第2期中期目標（資料3参照）を達成するために同法第30条の規定により策定した第2期中期計画（資料4参照）において、利用者に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する措置として、かんぽ生命及びゆうちょ銀行に対し、利用者の利便を確保するため、業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う生命保険業務又は金融業務と同等以上の質を確保することを求めることとされており、また、同法第31条第1項の規定により定められる毎年度の業務運営に関しても、中期計画として同内容の計画が定められている（資料5参照）。

このような利用者に提供するサービスの向上に当たり、機構では、図－2のとおり、郵便局、かんぽ生命が設けている「お客さま相談窓口」及びゆうちょ銀行等の日本郵政グループが受け付けた苦情の中から経営課題を選び出し、かんぽ生命との間で対応方策を検討・調整することにより、利用者に提供するサービスの向上につなげている。また、郵貯についても、ゆうちょ銀行との間で同様の取組が行われている。

この結果、機構が送付する簡保に関する郵便物等については、表－2のとおり、逐次改善されている。

図－２

かんぽ生命及び機構における苦情対応



(注) 本図は、機構のホームページの抜粋である。

表－２ 苦情を改善に結びつけた例（平成 26 年度の改善事例）

苦情の内容	改善の内容
「年金支払案内書」が圧着はがきで郵送されてきた。開きにくいし、文字も小さく、内容がわかりにくい。	平成 26 年 10 月から、「年金支払案内書」を圧着はがきから開封しやすい封書へ変更した。内容についても、より見やすく、わかりやすい内容に変更した（「見やすいデザイン」認証を取得）。
入院・手術証明書（診断書）を作成する医療機関には記載内容を本人に確認してもらう必要があるため、封筒に封かんして交付するよう記載してあるのはおかしい。	平成 26 年 4 月から入院・手術証明書（診断書）の記載内容をご確認いただけるよう、医療機関には専用封筒への封入のみしていただくこととし、封筒上から「封をする」旨の文言を削除した。
保険契約の住所変更をする際用の紙の記入枠や文字がオレンジ色で見づらい。	平成 26 年 4 月から端末機で印刷して使用する方式に変更したことに伴い、「住所等変更通知書」の文字等の色を黒色に変更した（順次対応中）。

(注) 本表は、機構ホームページ「お客さまの声」を業務改善に活かす取組みのページから作成した。

## 4 視覚障害者に対する支援

### (1) 機構

機構における視覚障害者に対する支援については、表－3のとおり、契約者に案内文書（満期の案内、支払いの案内及び貸付の内容等の案内）を送付する場合、点字による案内文書を希望した者に対しては、点字による案内文書の送付が行われている。

しかし、案内文書を送付する際に用いる封筒への点字表記については、郵貯の預金者には行われているものの、簡保の契約者には行われていない。

また、点字表記された機構からの案内文書については、契約者からの要望に基づき、郵便局を通じて、契約者に当該案内文書を直接交付の上、説明が行われているが、年金の現況届については、直接交付されないため、封筒に点字表記がないと機構からの文書であると瞬時には分からない。

なお、現況届が提出されない契約者に対しては、提出期限が一定期日経過した後（概ね6か月程度）、かんぽ生命から電話による確認を行うとともに、希望する者に対しては、郵便局職員が訪問による確認等の対応が行われている。

表－3 機構における視覚障害者への支援状況

区 分	封筒への点字表記	点字による案内文書の送付
簡保の契約者	× 行われていない	○ 行われている
郵便貯金の預金者	○ 行われている	○ 行われている

(注) 本表は、当局が作成した。

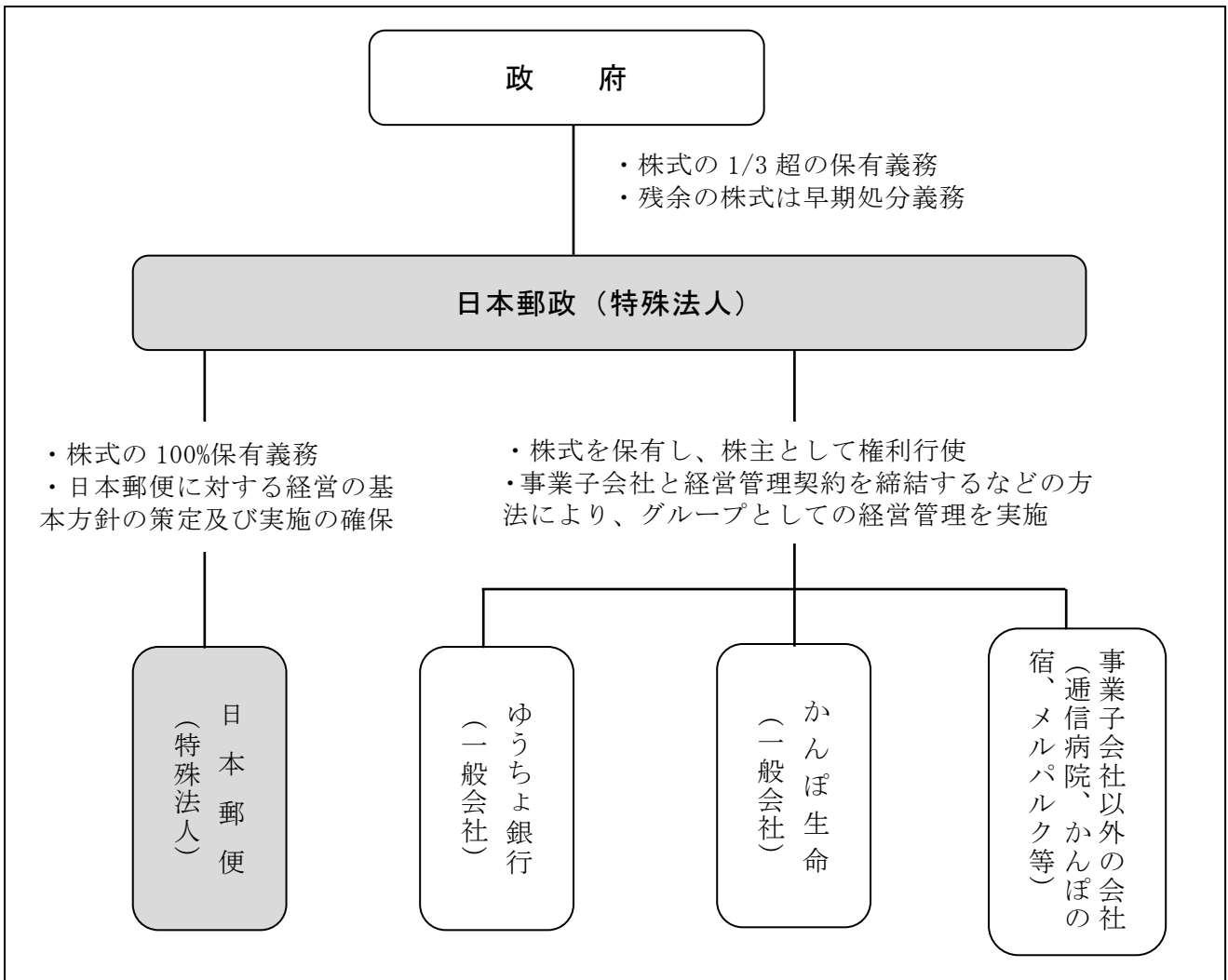
### (2) 日本郵政グループ

日本郵政グループは、図－3のとおり、日本郵政株式会社法（平成17年法律第98号）第1条の規定により、日本郵便の経営管理及び業務の支援を行うことを目的に設立された特殊法人である日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）が持株会社となり、その傘下に、i）事業子会社である同法第4条の規定により特殊法人とされている「日本郵便」、「ゆうちょ銀行」及び「かんぽ生命保険」並びにii）事業子会社以外の会社から構成されている。

日本郵政グループの経営管理については、日本郵政が、子会社と経営管理契約を締結し、経営の重要事項に関してグループ基本方針を定め各社にその遵守を求め、また、グループ全体に重大な影響を与える事項や経営の透明性の確保必要な事項については、日本郵政に承認または報告を求めることにより、その管理が行われている。

図－3

日本郵政グループの概要



（注）本図は、総務省情報流通行政局の資料に基づき当局が作成した。

このような日本郵政グループにおける視覚障害者に対する支援については、日本郵政グループ CSR 基本方針に基づき、i) 顧客満足度の向上、ii) 人に優しい事業環境の整備などの課題に留意して、グループ各社がそれぞれに社会貢献活動の一環として取組んでおり、事業子会社3社全てで、表－4のとおり、視覚障害者に交付する書類等への点字表記といった支援が行われている。

ただし、このような視覚障害者に対する支援のうち、日本郵便の点字表記されたカード及びゆうちょ銀行の点字表記された封筒については、視覚障害者が触れれば瞬時に差出人の情報が得られるものの、かんぽ生命の封筒については、点字表記がされていないため、瞬時に当該情報を得ることができない状況となっている。

表－４ 視覚障害者に対する支援状況（交付する書類等への点字表記）

区 分	会社名	具体的な点字表記の内容
郵便関係	日本郵便	・ 郵便物の不在配達通知カードの発行
貯金関係	ゆうちょ銀行	・ 封筒に「貯金事務センター」の表記 ・ 貯金、振替えなどの取扱い内容の通知 ・ 点字キャッシュカードの発行 ・ 商品、サービスのご案内
保険関係	かんぽ生命	・ 契約内容のお知らせ ・ 各種ご案内（満期、年金のお支払い、貸付）

(注) 1 本表は、当局が日本郵政グループディスクロージャー誌 2014 に基づき作成した。  
2 いずれの支援も点字表記である。

### (3) 日本年金機構

障害年金受給者は、国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）及び厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）に基づき、表－5 のとおり、受給資格に関する現況を証するための各種届出を誕生月の末日までに届け出なければならないこととされている。

このため、国から国民年金及び厚生年金の給付事務の業務を委託されている日本年金機構では、あらかじめ、障害年金受給者に当該届出を送付し、その提出を求めている。

このような各種届を送付している日本年金機構では、その前身である社会保険庁時代の平成元年から、障害年金受給者へのきめ細かなサービスの一環として、視覚障害を事由とする障害基礎年金の裁定請求を受付けた際、請求した者から郵便物への点字サービスの希望を徴し、希望した者に対しては、その後に送付する書類については点字による文書を添付することはもちろん、当該文書を入れる封筒にも、名称、住所及び電話番号を点字表記するといった支援が行われている。

ちなみに、日本年金機構では、平成 24 年度から 26 年度の 3 年間では、年間約 7,800 人に郵便物への点字サービスを行っているとしている。

表－5

視覚障害受給権者に関する各種届出

届出の名称	回数	内容	法律上の根拠
現況届	毎年1回(誕生月に届出)	生存確認のための届(ただし、住基ネットで確認できる場合には届の必要なし)	国民年金法施行規則第36条の2、厚生年金保険法施行規則第35条の2
生計維持確認届	毎年1回(誕生月に届出)	加給年金の支給対象となる配偶者、子がいる場合、生計を維持停止することの証明。	国民年金法施行規則第36条の3、厚生年金保険法施行規則第35条の3
障害状態確認届	1～5年に1回(誕生月に届出)	一定期間毎に障害状態確認の届を提出して障害状態について報告	国民年金法施行規則第36条の4、厚生年金保険法施行規則第35条の4
受給権者所得状況届	毎年1回(誕生月に届出)	20歳前に障害基礎年金受給権が発生している場合、所得制限があるため、所得状況届の提出	国民年金法施行規則第36条の5

(注) 本表は、当局が作成した。

#### (4) 障害者支援に関する関係法令

##### ア 障害者基本法

障害者基本法(昭和45年法律第84号)第27条の規定により、国は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供を講じなければならないこととされ、また、事業者においても、当該提供に努めなければならないこととされている。

##### イ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年第65号、平成28年4月1日に施行。)第7条第2項の規定において、障害者から配慮を求める意思表示がある場合、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこととされている。

## 5 関係機関の意見

### (1) 機構

簡易生命保険契約の維持・管理に関する業務は、かんぽ生命に委託しております。このため、当機構から契約者等あてに郵便物を送付するということは行っておりませんが、委託先であるかんぽ生命においては、ご高齢の方や身体に障害のある方などへの配慮やサービスについて、これまでも前記3のとおり取り組んでいるところです。

かんぽ生命においては、今後も、ご高齢の方や身体に障害のある方などからのご意見、ご要望に応じ、点字でのご案内の充実など、更なるサービス等の向上を検討していく方針であると承知しております。



## (2) 日本郵政グループ

視覚障害の方から、点字文書による照会、要望などを受けた場合、サービスセンターにおいて作成した点字文書を、ご照会等を受けた郵便局等からお客さまにお渡ししています。

特にお客さまに内容を十分にご理解いただく必要のある

- ・ 新規契約の申込み、復活の申込み等に伴う「契約内容のお知らせ」
- ・ 保険契約の満期に伴う「満期のご案内」
- ・ 年金保険契約の年金支払事由に伴う「年金のお支払いのご案内」
- ・ 契約者貸付に伴う「貸付内容のご案内」
- ・ 貸付金の弁済時期到来に伴う「貸付金返済のご案内」

について、サービスセンターにおいて点字で発行し、お申出を受け付けた郵便局を通じて、お客さまの居宅等でお渡ししています。

このように、視覚障害の方には、対面での対応を行うことにより、単なる郵便物の送付にとどまらない丁寧な対応を行っているものと考えておりますが、視覚障害の方へのご案内の郵便物に点字表記を行うことについて検討いたします。

## (2) 相続した自動車の廃車手続における戸籍謄本等の原本還付(新規案件)

### 1 相談内容

相続した自動車の廃車手続(永久抹消登録)を行う場合、運輸支局又は自動車検査登録事務所(以下「運輸支局等」という。)に対し、戸籍謄本等を提出する必要がある。地方運輸局に対し、戸籍謄本等は写しでもよいか、また、写しの提出が認められない場合は原本の還付が可能か聞いたところ、写しの提出は認められず、原本の還付もできないと言われた。他の相続に伴う手続においては、戸籍謄本等の原本還付が認められているので、なぜ自動車の廃車手続では異なる取扱いとなっているのか尋ねたところ、原本還付についての規定がないためであると説明された。

戸籍謄本等を入手するためには、発行手数料と往復の切手代、郵便為替の発行手数料を含めると、1通当たり1,000円程度かかり、原本が還付されないとすると、国民に余分な負担をかけることとなるので、自動車の永久抹消登録においても、戸籍謄本等の写しの提出又は原本還付を認めてほしい。

※ 本件は行政相談委員意見として提出されたものである。

### 2 制度の概要

#### (1) 自動車の永久抹消登録

自動車の所有者が死亡し、相続した自動車を廃車にする場合、①登録されている所有者の住所・氏名等を相続人名義に変更し、②自動車の用途を廃止するという二段階の手続が必要である。

①は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第13条の移転登録、②は、同法15条の永久抹消登録のことであり、いずれも運輸支局等に対して申請し、被相続人と相続人の関係を明らかにするため、戸籍謄本等を提出しなければならないとされている(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第18条)。

なお、永久抹消登録に必要な書類は次のとおりであり、申請書を受理した日から5年間保存しなければならないとされている。

- ・ 永久抹消登録申請書
- ・ 所有者の印鑑証明書
- ・ 所有者の委任状(代理人による申請の場合)
- ・ 自動車検査証
- ・ 自動車登録番号票(ナンバープレート)
- ・ 戸籍謄本等(所有者が死亡しており相続人が申請を行う場合、被相続人と申請人の相続関係及び被相続人の死亡が確認できるもの)

#### (2) その他の相続に伴う主な手続

##### ア 不動産の所有権移転登記

不動産を相続した場合には、所有権の移転登記が必要になる。このとき、登記申請

書に登記原因証明情報として相続人の戸籍謄本を添付して法務局に提出しなければならないが、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 55 条において、原本還付が認められている。

なお、相続による所有権移転登記に必要な書類は、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）及び不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号）等により、次のとおりとされており、保存期間は受付の日から 30 年間とされている。

- ・ 登記申請書
- ・ 戸籍謄本等（被相続人の出生から死亡までが分かるもの、相続人全員のもの）
- ・ 遺産分割協議書（相続人全員の印鑑証明書を添付）
- ・ 新所有者の住民票、印鑑

#### イ 未支給年金の請求

年金受給者が死亡した場合、死亡した時点で受給していない年金及び死亡日より後に振り込まれた年金のうち、死亡月までの年金については、未支給年金として、相続人が受け取ることができる。

年金事務所に未支給年金請求書を提出する際には、死亡者と請求者の身分関係が確認できる書類（戸籍謄本等）の添付が必要となるが、日本年金機構のホームページにおいて、利用者から原本返却の申出があった場合には、コピーを取った上で、原本を返却する旨案内されている。

#### ウ 預貯金の名義変更

預貯金の名義人が死亡した場合、相続人への名義変更手続きが必要であり、多くの金融機関では、戸籍謄本等の提出を求めている。

戸籍謄本等の原本還付については、法令上の規定はなく、各金融機関の判断に委ねられているが、例えば、A 銀行及び B 銀行では、いずれも戸籍謄本等の提出書類はコピーでなく原本であることが必要だが、原本の返却を希望する場合は、提出時に申し出れば、窓口でコピーを取り、返却するとしている。

### 3 関係機関の意見

#### (1) C 運輸支局

基本的に戸籍謄本は原本の提出を求めているが、原本と写しを窓口を持参の上、他の手続でも戸籍謄本を使うため還付してほしい旨を説明すれば、還付が可能である。

#### (2) D 自動車検査登録事務所

印鑑証明は、原本である必要があるが、戸籍謄本等は、写しと原本を窓口を持って来れば原本還付が可能である。なお、こうした扱いは、最近変更になったわけではなく昔から行っていたものである。

### (3) E運輸局

自動車登録令（昭和26年政令第256号）第18条において、相続を原因とする自動車登録手続の際には、「戸籍の謄本若しくは抄本（略）を添付しなければならない」と規定されている。当該規定に関して、「原本を確認できれば写しでもよい」といった趣旨の通達等は発出されていないため、あくまでも原本の提出を前提としている。

### (4) 国土交通省（自動車局自動車情報課）

自動車登録令第18条において、相続を原因とする自動車登録手続の際に「戸籍の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又はこれを証するに足るその他の書面」の提出が必要とされる理由は、戸籍が相続人と被相続人の相続関係を確認する唯一の手段であり、他人によるなりすまし申請でないことを確認する必要があるためである。

同条の規定のうち、「その他の書面」とは、氏名変更が記載された住民票等を想定しており、戸籍謄本等の写しがこれに該当するとの解釈や、「原本を確認できれば写しでもよい」との解釈ができないことに加え、登録申請が真正かつ適法なものであったかどうか後日確認することができるようにするため、原本の提出を求めている。また、審査後の原本還付の可否についても、これを認める規定がない以上、対応できない。

上述（1）及び（2）のような対応は、法令に規定が存在しない不適切な取扱いであり、直ちに取扱いをやめるよう指導を行った。

なお、軽自動車については、登録により国が所有権を公証する制度を取らず、軽自動車検査協会が届出を受理するという異なる仕組みを取っており、戸籍謄本等の提出は不要である。

### (5) 法務省

不動産登記規則第55条の趣旨は、申請書と併せて登記所に提出される添付書面は、その登記の申請が真正かつ適法なものであったかどうかの後日の調査資料とすることができるようにするため、原則として還付は行わないが、添付書面の中には遺産分割協議書や戸籍謄本等その登記の申請以外の用途でも使用する必要があり、登記官による原本の審査が終了した時点で、その添付の目的の大半の役目を果たしたものとみることができることから、申請人の利便を考慮し、一定の添付書面については、申請人の請求により添付書面の原本還付を認めることとしたものである。

以上のような制度趣旨から、申請人の手元に原本がなくなっても、登記申請以外の用途に使用することができなくなるといった不都合が生じることのない書面については、原本還付制度は適用されない。

また、印鑑証明書については、登記手続において申請人本人が自ら申請していることを確認するために求められている書類であり、偽造等を防止し、申請人の権利を確実に保全することを最優先に考える必要があることから、原本還付の対象としていない。

### (6) 日本年金機構

年金請求書等に添付する戸籍謄本等は、原則として原本の提出を求めていたが、利用者から原本還付についての要望が寄せられたことを契機とし、平成 23 年 11 月に、全国の年金事務所における原本の取扱いについて確認を行った。その結果、社会保険庁時代から各事務所における取扱いが不統一であり、個別事情に応じて原本の返却や写しの提出に応じている事務所があることが分かった。そこで、原本の取扱いを整理するため、年金事務所に対し、平成 23 年 11 月 24 日及び平成 24 年 1 月 12 日に指示・依頼を出し、利用者から申出があった場合は、コピーを取った上で原本を返却することとした。

なお、原本は、提出を受けた際に相続関係を確認するほか使用しないので、返却しても事務処理に支障はないとしている。

### (3) 障害基礎年金受給権が生じた場合の納付済保険料の取扱いの見直し（継続案件）

#### 1 相談内容

私の娘は、20年以上前から、精神疾患があり、平成25年に主治医を替えたところ、当該医師から、「病状から判断して、障害年金を受給できるのではないかと。一度、障害年金の裁定請求を行ってはどうか。」といった助言を初めて受けた。

この助言にしたがって、私は、娘の疾患について、障害基礎年金の裁定請求を行ったところ、平成26年4月に9年4月を障害認定日とする裁定を受けた。

これに関連して、私は、年金事務所から次のような説明を受けた。

- ① 障害認定日以降の納付済国民年金保険料（17年間分）は、返還されることとなるが、将来、障害が軽快して、障害基礎年金が受給できなくなった場合に備えて、保険料を追納することができる。
- ② 追納できるのは裁定月前の10年間のみで、それ以前の7年間は追納はできず未納扱いになる。
- ③ 追納する場合、当時納付した保険料額に加算額が上乗せされた保険料を納付しなければならない。

私としては、将来、障害基礎年金が受給できなくなった場合に備えて、老齢基礎年金をできるだけ多く受給できるようにしてやりたいが、納付済保険料を返還された上、加算額が上乗せされたり、保険料を10年しか納付できないことに納得ができない。

（\*相談者の娘は、20歳に到達後国民年金保険料を約20年間納付し続けている。）

（注） 本件は、東京行政評価事務所に相談があったものである。

#### 2 第96回会議（平成26年12月15日）の主な議論

- 保険料の納付（追納）が10年間分しか認められていないのは、年金記録の管理業務を円滑に実施する観点からみて妥当なものと考えられる。
- しかし、これまで未納であった場合に保険料を追納するのであれば、加算額を上乗せすることは理解できるが、本件相談のように適時に保険料を納付してきた場合にも、加算額を上乗せすることに合理性があるのか。
- 厚生労働省に対し、加算額を上乗せすることを不要とすることについて確認した上で次回に結論を得ることとしたい。

#### 3 確認結果（厚生労働省の意見）

障害基礎年金の受給権が遡及して発生することにより、既に支払っていた保険料が納付することを要しないものとして還付され、あらためて保険

料を追納する場合に加算額が課されるという取扱いについては、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 62 号。以下「年金機能強化法」という。）に基づき、本人が特に希望する場合には、保険料を納付することを要しないこととするという国民年金法第 89 条第 1 項の規定を適用せず、そのまま保険料納付済期間として取り扱えるようにするという制度上の措置を取っております。

なお、年金機能強化法施行前である平成 26 年 3 月以前に納付された保険料については従前の例によることとしており、当該期間に係る保険料について、年金機能強化法による改正後の国民年金法第 89 条の規定を適用することは、

- ① 年金制度は社会保険の仕組みであり、支給事由が生じた当時の法律の規定を基に給付を行うことが原則であること
  - ② 法改正による効果は、将来に向かってのみその効力が生じることとなるものであること
- から、困難であると考えています。

## (4) 育児休業給付金の給付要件である「みなし被保険者期間」の見直し（継続案件）

### 1 相談内容

私は、平成25年2月1日に就職し、26年1月7日に産前休業を取得した。私が就職日から産前休業取得前までに働いた期間は11か月で、育児休業給付金の給付要件である「勤務月数12か月」を満たしていなかったため、育児休業給付金を受給できなかった。

私としては、育児休業給付金は、出産後の育児休業期間中に女性が離職せず、かつ生活費用の心配を少なくして安定的な生活を過ごすための制度ではないかと考えている。

私が勤務する会社には、出産後も働き続けようとする女性が多数いるが、勤務月数の多少により、育児休業給付金が給付されたり、されなかったりすることにどうしても納得ができない。

また、公務員の場合には、共済組合から育児休業給付金に相当するものが給付されるが、勤務月数は給付要件となっていない。

育児休業給付金の給付に当たっては、公務員と同様、勤務月数にかかわらず給付できるようにするか、女性の場合には、妊娠・出産までの期間を考慮したものとしてほしい。

(注) 本件は、福島行政評価事務所に相談があったものである。

### 2 第96回推進会議（平成26年12月15日）の主な議論

現在の社会情勢（少子化対策の実施、子育て世代の女性の就業継続推進）、育児休業給付金の給付実態（給付を受ける者が女性である割合がほぼ100%）及び女性が就労する前に妊娠すると育児休業給付金の給付要件を満たすことができない状況を踏まえると、育児休業給付金の給付要件である「みなし被保険者期間」を見直す必要性について、厚労省の考えを聴取する必要がある。

### 3 確認結果（厚生労働省の意見）

雇用保険は労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図り、もって失業者の求職活動を容易にするため支給されるものである。

雇用保険の基本手当の支給を受けるためには、当該労働者が離職日以前2年間に、被保険者期間として雇用され賃金の支払いがあった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上あることが要件とされている。これは、雇用保険財政の健全な運営を図るため、被保険者が一定の期間保険料を納付することが前提となるからである。

一方、育児休業給付金は、労働者が育児休業のために働くことができない場合、これを「失業」に準じた職業生活上の事故としてとらえ、雇用の継続を援助、促進するための給付を行うものである。

育児休業期間が「失業」に準じた保険事故として取り扱われる以上、雇用保険の基本手当の受給要件よりも緩い受給要件とすることは適切ではなく、



育児休業の開始日以前の2年間において、被保険者期間として雇用され賃金の支払いがあった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上あることを要件としている。

また、産前・産後の休業期間及び育児休業期間については、「ノーワーク・ノーペイの原則」に基づき、事業主に賃金を支払う義務は生じていないことから、賃金が支払われていない休業期間中は雇用保険料を支払っていない。

雇用保険制度においては、被保険者として保険料を支払った期間に応じて給付を行うこととなるため、ご指摘の妊娠期間（10か月）を考慮したとしても過去2年間にみなし被保険者期間12か月以上を受給要件とすることは必要と考えている。

女性に対する就業支援や、育児を行う環境の整備を行うことは厚生労働省としても重要な課題であると認識している。しかし、育児休業給付金は雇用保険制度の枠組みの中で給付が行われるものであるため、こうした課題に全て対応することには限界があると考えている。